

山ト協発第25号
山口労発基第0707第1号
山運輸第137号
令和3年7月8日

山口県中小企業団体中央会
会長 和田 卓也 様

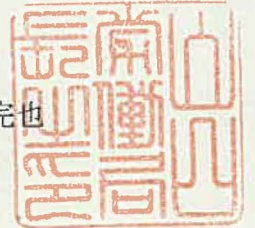
一般社団法人山口県トラック協会

会長 喜多村 誠



厚生労働省山口労働局

局長 村井 完也



国土交通省中国運輸局山口運輸支局 支局長 高山 正浩



トラック運送業における「標準的な運賃」の周知依頼について

平素から、トラック運送業の取引・労働環境の改善への取組みにつきましては、格別のご理解とご協力を賜り、大変感謝申し上げます。

さて、我が国の貨物輸送量の4割を占め、暮らしと経済を支えるトラック運送業においては、運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が深刻な問題となっていることから、将来的に物流の機能不全による国民生活や経済活動への影響が危惧されているところです。

こうした背景から、運転者の労働条件の改善等を図るため、平成30年12月、議員立法により規制の適正化や事業者が遵守すべき事項の明確化、荷主対策の強化並びに標準的な運賃の告示制度の導入を内容とする、貨物自動車運送事業法の改正が行われ、順次施行されました。

このうち、「標準的な運賃の告示制度」は、一般的にトラック事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年4月から時間外労働の上限規制等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくにあたり、望ましい適正運賃水準を国が示すことが効果的であるとされ、国土交通大臣が令和2年4月24日に「トラック運送の標準的な運賃」を告示しました。

つきましては、持続可能な物流の実現による将来的な国民の生活・経済活動の安定のため、荷主とトラック事業者の間で適正な運賃による取引がなされ、運転者の労働条件が改善されるよう、貴団体傘下の会員各社様に「トラック運送の標準的な運賃」についてご理解いただけるよう、広く周知していただくことにつき、ご協力を賜りますよう、よろしく申し上げます。